

解説と翻刻

国立公文書館所蔵『初任大饗記』

国立歴史民俗博物館所蔵『義満公任槐召仰議并大饗雜事記』

―付 国立国会図書館所蔵『永享四七廿五室町殿御亭〈大饗指図〉』―

家永遵嗣・水野圭士・林哲民・タトヤン―デイミトリ・

小口康仁・野里顕士郎・熊谷すずみ・安達悠奈

論文要旨

標題の史料を翻刻・提示し、主な問題点三点について解説した。

第一に、清原良賢が足利將軍家に奉仕するようになる契機が、持明院統の皇位継承争いのなかで、義満が良賢を後円融上皇・後小松天皇の支持者として固定しようとしたことであつたこと。第二に、標題の史料から、永徳元年に義満が編成した家政機関の政所別当一五名・侍所別当一〇名を特定でき、弁官系諸家を糾合することで崇光上皇の院政を阻止する布石であつたとみられること。第三に、成立期の「室町殿」に「障子上」「侍所」が設けられていたことから、室町殿における公卿の家礼と殿上人の家司との意思疎通と連繋が窺い知れること。以上、標題の史料の重要性について解説した。

キーワード【清原良賢、足利義満、室町殿、二条良基、後円融天皇】

【解説】

本稿において解説・翻刻しようとする史料は、足利義満の「公家化」、とりわけ、摂関家の故実を踏まえた、公家衆を要員とする家政機関の編成に関わるものである。

『初任大饗記』は、足利義満・義持・義教の三代にわたつて武家の側近として活躍した清原良賢の日記から、永徳元（一三八一）年七月二三日の足利義満任内大臣大饗に関わる記事を抄出したものである。独立行政法人国立公文書館（以下、標題を含めて国立公文書館と略記）が所蔵（古三四―五八三）する。同館ホームページへの画像提示はまだない。足利義教任槐大饗に関する『普広院殿任大臣

節会次第』（『群書類従』第二二輯）を著した洞院実熙の筆とされ、先例調査の過程で実熙が良賢の日記を借覧・抄出した可能性がある。本史料はあまり利用されていないが、宮内庁書陵部の石田実洋氏が注目され、独自に為された翻刻を示されて家永に研究を促された。小川剛生氏が御著書『足利義満』で政所別当補任記事を紹介されている。二〇一七年度本学人文科学研究所史学専攻日本史演習で翻刻・講読を行った。国立公文書館より頒布された写真によつて翻刻し、関連史料を紹介する。翻刻は以下の分担で行い、家永が監修した。

四月二九日～五月四日条

水野圭士

五月六日～六月廿六日条

林哲民

七月四日条

タトヤンデーミトリ

七月廿三日条①（「西上官座南簾」巻き上げ迄）

小口康仁

七月廿三日条②（「彼廂西簾」巻き上げ以下）

野里頭士郎

七月廿三日条③（「加家司弁官」着座以下）

熊谷すずみ

七月廿三日条④（「次四献」以下）

安達悠奈

七月廿三日条⑤（「氏房朝臣く披祿所妻戸」以下）家永遵嗣

「義満公任槐召仰議并大饗雜事記」（以下「雜事記」と略称）は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館（以下、標題を含めて国立歴史民俗博物館と略記）の所蔵する『廣橋家旧蔵記録文書典籍類』に含まれる（日六三―三五八）。宝徳二（一四五〇）年、広橋綱光が曾祖父広橋仲光の父勘解由小路兼綱の日記『建

来記』から、永徳元年六月二六日条を抄出したものである。既に国立歴史民俗博物館ホームページに画像が提示されている。家永旧著で翻刻・紹介したことがあるが、部分紹介のうえ、年紀のような重要な点に読み誤りもあつたため、国立歴史民俗博物館の許可を得て、再度、全文を翻刻した。足利義満任槐大饗の雑事定文などを引用しており、当該期の政所別当・侍所別当の全容確定に不可欠の史料である。翻刻は家永が担当した。

副題に挙げた『永享四七廿五室町殿御亭（大饗指図）』は、国立国会図書館（以下、標題を含めて国会図書館と略記）が所蔵する（八三三―二八四、以下『大饗指図』と略記）。永享四年の義教任左大臣大饗の関連史料で、饗座の情報が永徳度の『初任大饗記』七月二三日条と符合し、先例調査の産物と思しい。舗設が図示されており、侍廊に「蔵人所」（侍所）と「障子上」とがみえる。

【史料の概要と関連史料】

『初任大饗記』の価値は、①清原良賢が足利將軍家に奉仕するようになる契機を窺わせる素材であること、②足利義満の「公家化」において特徴をなす、公家衆を家政機関に組織する動きの初期の様に相関する素材であること、③竣工初期の室町殿の殿舎施設、東門や、特に、「侍所」・「障子上」の初見史料であることに求められる。

まず②をみてゆく。『足利家官位記』（『群書類従』第四輯）永徳元年条には、「永徳元年（中略）、同四月廿九日補家司、同六月廿六

日任大臣召仰、同七月廿三日任内大臣、大将如元、大饗」とある。

『初任大饗記』四月二十九日条には、「四月廿九日補家司」に対応する、足利義満家政所年預別当万里小路頼房の奉じる同日付政所別当宣が収められている。政所別当一名、「職事」一名が判明する。

一条実経の任関白儀を記す『葉黄記』寛元四年正月二十八日条に「職事八侍所別当：也」とある。この「職事」も侍所別当と解される。

「六月廿六日任大臣召仰」の日に作成された大饗雑事定文を収める史料が、国立歴史民俗博物館の所蔵する『雑事記』である。一般に、大饗雑事定文は全ての家司を記載するものではないが、政所別当一三名、職事一〇名が知られ、『初任大饗記』と異同がある。清原良賢は「酒部所」・「庭燎所」・「禄所」の担当として記載される。

永徳度大饗について、東京大学史料編纂所の架蔵する謄写本『柳原家記録』七六卷所収『大饗次第』（二〇〇一―一〇―七六）も多くの情報を伝える。同所ホームページに画像が提示されている。永享四年の足利義教任槐大饗の史料で、諸役勤仕者の傍らに永徳元年の担当者を注し、特に、侍所別当の確定に資す。

「七月廿三日任内大臣…大饗」当日の記録として、『初任大饗記』の他、東京大学史料編纂所架蔵謄写本『柳原家記録』第一四四卷所収『荒曆』（二〇〇一―一〇―一四四）永徳元年七月二三日条、同前『柳原家記録』七六卷所収『任大臣節会部類』（二〇〇一―一〇―一七六）所引『西園寺公永日記』七月二三日条がある。いずれも、同所ホームページに画像が提示されている。『荒曆』の記主一条経

嗣や西園寺公永は、客人として寝殿南廂の公卿座にいた。経嗣は義満の家司・職事について重要な注記を付す。経嗣・公永ともに室町殿東門について記す。

次に③について。室町殿の「侍所」と「障子上」は、『初任大饗記』が初見史料である。七月二三日条に、「障子上」に「尊者前座」をしつらえて饗膳を据え、「侍所臺盤上」にも饗膳を据えた、とある。「侍所」と「障子上」は、常設の部屋であったようだ。

『猪隈関白記』建仁三（一二〇三）年八月二二日条に、近衛家実が父基通から近衛殿を譲られる記事がある。「此殿（近衛殿）、可為予居所也、上達部座・障子上・北面・侍所・車宿・隨身所等、如常」とある。「障子上」・「侍所」は、「上達部座」などと併称される摂関家邸内の常設施設であった。『民経記』安貞元（一二二七）年一二月二二日条に、近衛兼経任内大臣に対する興福寺僧徒の参賀記事があり、近衛殿の指図を載せる。五師・三綱の座す「障子上」と来客の座としない「藏人所」との間に「布障子」を描く。「障子上」は「侍所（藏人所）上手の布障子の上座に接する部屋」の意味らしい。「侍所上障子」は従者の空間と来客の空間とを隔離するもののようにだ。両室の使い分け、「侍所上障子」の開閉について、『民経記』安貞元年九月四日・一〇月一日・一二日・二〇日条が詳しい。主人が来訪者と対面する場合は、「公卿座」・「上達部座」・「寶筵」などという。「障子上」は院御所の「殿上」に通じる殿上人の標準的な着座空間であり、主人が「公卿座」に出座して対面の支度が調

うまでの間、来訪した公卿が待機する待合室でもあった。院の「殿上定」と同じく、家礼の公卿たちが主人を交えずに合議する場でもあったと思しい。「侍所(藏人所)」は家司以下の執務空間であり、外記・史が朝廷の政務に関わって出仕する場でもあった。

『歴代残闕日記』第十五冊『良賢真人記』永徳二年四月一日条に、後円融天皇から後小松天皇への讓位にあたり、室町殿で諸司召仰が行われたとある。大外記清原良賢は局務中原師香・官務小槻兼治らとともに室町殿の「殿上(障子下)」に着した。この「殿上(障子下)」は「侍所上障子」の「下」手の部屋、すなわち、「侍所」にあたる。義満は左大臣・一上として里亭召仰を行うため、局務・官務らを室町殿「侍所」に祇候させた。「侍所」は、義満が議政官上首として朝廷を指揮し、後小松天皇登極行事を進める態勢の構成要素であった。

『吉田家日次記』永徳三年六月二十七日条に、室町殿で義満に准三宮勅書を伝達した記事がある。「家君(吉田兼熙)令着床上上給、(予(吉田兼敦)徘徊縁、師香朝臣・兼治等、着藏人所)」という記述がある。「床上上」は「障子上」の音通である。吉田兼熙は二条良基の家司で「四位殿上人」に準じる処遇を受けていたから、殿上人の着す「障子上(床上上)」に着した。前年に「侍所」とみられる「殿上(障子下)」に着した局務・官務は、「藏人所」に着した。勅使吉田兼敦は、殿上人でも家司でもないから、いずれにも着さない。『兵範記』保元三(一一五八)年八月二一日条・『玉葉』文治二

(一一八六)年六月一九日条などから、近衛流では氏長者になると「侍所を藏人所に改称する」、九条流では「侍所から藏人所を分置する」、作法が知られる。義満は近衛流を適用しようだ。

国会図書館所蔵『大饗指図』は、「侍所」から「藏人所」への改称を反映した指図である。川上貢氏『日本中世住宅史の研究』に縮小掲載されているが、野里顕士郎が国会図書館から複写の頒布を得て論議にのぼせた。川上氏著書の全体写真と併せて、『初任大饗記』の饗座の記事に該当する部分を国会図書館の許可を得て掲載する。「侍所」は「藏人所」と記され、「障子上」の下手にある。両室の間に、カーテン状の仕切り「布障子」にあたる図像表現がみられる。

【足利義満「公家化」の背景事情】

『満濟准后日記』正長二(一二二九)年二月二十七日条に、「鹿苑院殿(足利義満)大将御拝賀之時、於京門跡(法身院)、故二条撰政(二条良基)御参会有テ、御出仕以下被申談、以来ハ一向御出仕等、毎事被移撰家の儀御沙汰也」という記事がある。足利義満の任右大將拝賀の準備過程で、三宝院光濟の京都御所法身院に義満・二条良基が会合し、出仕以下の儀式を撰家の様式に準じることにあらためたという。対応する記事が『後深心院関白記』永和四(一三七八)年一〇月四日条にある。「今夜、於光濟僧正(三宝院光濟)坊(法身院)、准后(二条良基)参会、右大将(足利義満)拝賀事、有諷諫云々、依被借請、八葉車遣之、後聞、日野大納言(柳原忠光)参

会、盃酌之儀数返云々」とある。満濟の記録に照応する。

義満は永和四年三月二四日に権大納言、八月二七日に右近衛大将に任じた。右大将拝賀は、初め源頼朝の建久元（一一九〇）年の例に則って行われる予定であった。『後深心院関白記』永和四年九月一日条に、三条西公時が近衛道嗣に「建久右幕下（源頼朝）拝賀記」の借覧を求める記事がある。方針変更は、『後深心院関白記』同年一〇月二六日条に、義満の重臣撰津能直が近衛家の隨身下毛野武音の兼参を求めるために来訪し、「右大将拝賀之時可召具」きためたと述べたことなどから窺われる。二条良基らの働きかけで義満の「公家化」が始まった。原因は公家側にあったと判断される。

観応の擾乱の渦中、幕府が南朝と和睦する「正平一統」があり、南朝軍が持明院統の光厳・光明・崇光三上皇と直仁廃太子を吉野に連行した。「正平一統」破談を承けて、幕府は後光厳天皇を擁立した。延文二（一三五七）年に光厳・崇光両上皇が帰京し、後光厳流と崇光流の何れが皇位を継承してゆくのか、という難問が生じた。

応安四（一三七一）年に後光厳天皇が後円融天皇に譲位する経緯を伝える『後光厳天皇宸記』が『大日本史料』に収められている。天皇を支えて、二条良基・日野宣子・三宝院光濟・柳原忠光・万里小路嗣房らが奔走した。皇子栄仁の登極を望む崇光上皇を支えて、勅修寺経顕・武者小路教光らが奔走した。管領細川頼之が天皇の意向を奉じて後円融が即位した。永和四年の法身院会議は、光濟の坊に義満・良基・忠光が会合した、後光厳流支持勢力の会合だった。

室町殿の竣工時期について、二つの時期が記録されている。第一次の竣工は儀礼方針の変更前、永和四年三月のことで、第二次の竣工は、方針変更の翌年康暦元年七月のことである。第二次の竣工は、いったん完成していた建物の主要部を作り直す形で実施された。

室町殿すなわち「号花御所、元季顕卿（室町季顕）宅」は、足利義詮が崇光上皇に進上した殿邸で、永和三年二月一八日に火災によりいったん焼失していた。『後愚昧記』永和四年三月一〇日条に、焼失した御所跡地を義満がもらい受けて「造営之、不日終功」し、この日「移徙」したという記事がある。右大将拝賀の出立所として造営された新造御所であった。ところが、義満の右大将拝賀は遷延して、明るる康暦元（一三七九）年七月二五日に「花亭」室町殿を出立所として行われた。これに先立つ『後深心院関白記』康暦元年六月二四日条に、「武家花亭、寝殿・侍・車宿・隨身所、同時立柱上棟」とある。「寝殿」をはじめとする主要殿舎が新たに建て直されたことが判明する。儀礼方針の変更を承けて、撰閑家の殿舎設計に合わせて建て直したらしい。「侍」即ち侍廊のなかの「侍所」・「障子上」は、第二次工事で新設されたのだろうと考えられる。再設計の時点で供用方針が決まっていたと推測され、義満が議政官上首として執政するという政治方針に対応する施設だったとみられる。義満が議政官上首として実施した最初の大事業は、後円融天皇から後小松天皇への譲位に関わる一連の登極儀礼である。永徳元（一三八一）年七月に任槐大饗を行ったあと、義満は永徳二年正月二六

日に左大臣・一上となり、同年四月一日に後円融天皇から後小松天皇への讓位を議政官上首として執り行った。この事情については、桃崎有一郎氏によって翻刻された『後円融天皇宸記』があり、後円融天皇が積極的に讓位を推進したことが知られている。

義満任槐大饗から三ヶ月後の永徳元年一月三〇日、後円融天皇は義満を御前に呼び、当時、崇光上皇が管領していた長講堂領の支配を、崇光上皇の死後に自らの血筋に移管するよう求めた。これが、後小松天皇への讓位に至る一連の動きの発端である。

後円融天皇は貞治二(一三六三)年の光厳上皇「讓状」を示し、自ら読み上げたうえで、『長講堂領以下の「御領」は、崇光上皇の没後には、(当時の天皇)後光厳天皇の『御進止』としなさい』と光厳上皇が定めておられる、義満もこの事情を重視して認識しておいてもらいたい』と述べた。義満には「承諾之氣」があったとある。

この光厳上皇の「讓状」の内容は、崇光の孫である伏見宮貞成親王の著作『椿葉記』にみえる。①崇光上皇の皇子栄仁親王が登極するならば崇光流が長講堂領以下を相伝する。②両流が交互に皇位を継承する場合にも崇光流が長講堂領以下を相伝する。③後光厳流が皇位を継承する場合には後光厳流が長講堂領以下を相伝する。以上を含む内容であった。永徳年間には、特に①・②が焦点であった。

後円融天皇は「讓状」について、崇光の没後に自らの血筋が長講堂領を支配することを認める文書だと述べた。しかしながら、それは条項③であって、条項①、また、両流が交互に皇位につく場合、

崇光流が長講堂領以下を相伝する、という条項②が障害であった。栄仁登極の可能性を摘んで、条項①②を無効化する必要があった。

後円融天皇は永徳元年一月三〇日に義満に「讓状」を見せたあと、一二月六日に幹仁(後小松天皇)の立坊を義満に諮り、一二月二四日には宮中女官の重鎮だった日野宣子を義満のもとにゆかせて、幹仁の立坊だけでなく急ぎ「讓国」を行うことが本意であることを伝えさせた。しかし、義満は後円融天皇の真意を測りかね、天皇にとって従兄弟にあたる自分義満が健在である限り、天皇が崇光上皇を恐れる必要はないと答える状況だった。天皇の側が焦慮していた。

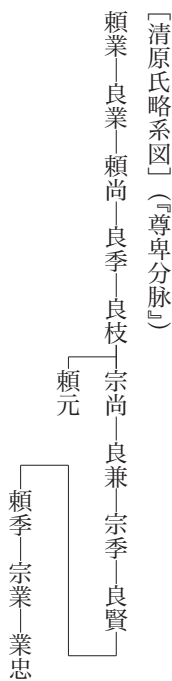
後円融と義満との協議に参画した日野宣子は後光厳天皇の乳姉妹で、義満の生母紀良子の妹仲子(崇賢門院)を後光厳の配偶とし、義満の従兄弟にあたる後円融天皇を誕生させた。後円融の典侍であった姪の業子を義満の室とし、三条公忠の女殿子を後円融の配偶として幹仁(後小松)を誕生させ、甥の資教を幹仁の乳人とした。宣子は幹仁への皇位継承のもつ意味を、熟知していたとみられる。

明くる永徳二年正月二六日に義満を左大臣・一上としたのは、後円融天皇とみられる。後小松の生母三条殿子の父公忠は、『後愚昧記』同日条に「此間雖有風聞之説、一昨日俄治定云々、朝家重事、率爾之至、殆似軽忽」たり、と記して訝しんだ。讓位を急ぐ後円融が、具体化に踏み出した表れとみられる。後円融は、続く閏正月八日に再び日野宣子を使者として義満に送り、在位一年で讓位した「伏見院佳例」を持ち出して、讓位する意向をダメ押ししの形で強調

した。後円融・義満ともに二六歳であったから、讓位を急ぐ公式の必然性は乏しく、先例によって正当化したようだ。執拗な求めに義満が折れて、太政大臣二条良基を介して「外様」（公式）に通達して欲しいと応え、閏正月一九日から二条良基が参画して協議が本格化した。同年四月一日、六歳の幹仁が踐祚して後小松天皇となる。義満の「公家化」、特に、議政官上首として政務をとる姿への転身は、良基・後円融に促されて進んだ。義満を朝廷政治に参画させて崇光上皇の抵抗を斥け、後円融から後小松への皇位継承を果たして、光厳「讓状」の条項①・②を無効化しようとしたとみられる。

【清原良賢の立場と崇光上皇】

永徳元年一二月に後円融天皇から「讓国」の意向を伝えられたとき、義満は自分が健在である限り崇光上皇を恐れる必要はないと答えた。家政機関の編成を通じて、崇光に朝廷政治の主導権を渡さない布石が打たれたようだ。清原良賢の立場からこれを見てみたい。



清原家の隆盛の基礎を築いたのが一二世紀に出た清原頼業で、藤

原頼長・兼実信任され、文治記録所寄人となった。鎌倉末に出た宗尚は、伏見・後伏見・花園・光厳の侍読を務めて局務となった。弟の頼元も局務を務めて、建武政権の記録所寄人となり、懐良親王とともに鎮西に下つて、南朝五条家の祖となった。宗尚の孫宗季は光明・後光厳・後円融の侍読となつて、永徳三年四月に没する。

宗季の子良賢は貞和四（一三四八）年の誕生で、早く秀才で令名を馳せていた。『後深心院関白記』応安六（一三七三）年正月二四日条に、良賢を呼んで論語を講義させた記事がある。「義理尽精緻、近日頗絶比倫者乎、誠後生可畏之謂也、神妙々々、清家一流之再興、不能左右」と激賞している。良賢は後円融天皇にも進講した。足利衍述氏『鎌倉室町時代の儒教』によれば、建仁寺両足院蔵『古文尚書』奥書に応安六年八月に進講した旨がみえ、足利学校蔵『礼記集説』奥書には、永和元年に進講した旨がみえるという。

『建内記』嘉吉元（一四四一）年五月二五日条に、義満は康暦二年六月二三日、浜名詮政の申次で良賢を侍読として招き、明経道を学んだとある。『初任大饗記』四月二九日条に、良賢を家司に加えた理由について、義満が「侍読之間、別加其衆」と述べたとある。

また、五月四日条には、良賢が別件で浜名詮政宅を訪問し、偶然、義満の家司に登用されたことを聞かされる記事がある。落合博志氏によれば、良賢と幕府との関係は、義満の後見役であった管領細川頼之が良賢に師事したことに端を発するという。康暦元（一三七九）年閏四月に頼之が失脚する以前だという。良賢と義満、また、

良賢と詮政との親交の端緒は、読書始よりも以前に遡るのかもしれない。

ここで、『康富記』文安五年七月一六日条には、「(後円融院御代) 康暦元年六月十一日、為崇光院上北面(前内蔵権頭朝仲奉、伝奏隆持卿)」という良賢の経歴がみえる。源朝仲は崇光皇子栄仁の外戚庭田経有の実子、四条隆持は崇光の「院中奉行」である。康暦元年六月は細川頼之が失脚して間もない時期である。崇光上皇も良賢の学才に注目し、「上北面」に加えて側近にしようとしたのである。

落合博志氏は『康富記』文安元(一四四四)年一〇月二四日条に引く、康暦二年九月二一日付崇光上皇書状のなかに、良賢の講義に感服した旨が記され、近衛道嗣と同じく「後生畏るべし」という表現があることを紹介されている。良賢の講義には道嗣・崇光上皇を齊しく感動させる力があり、義満にも同じと思われる。良賢は後に崇光上皇の孫伏見宮貞成親王と足利義持との取り次ぎ役となる。崇光の恩顧に酬いようとする良賢の気持は、後々まで続くようだ。

『初任大饗記』四月二九日条に、二条良基が清原良賢に対して、義満の政所別当に補任してもらえようように斡旋してやろうと提案したことがみえる。背景に、良基が足利義満家政所の創設に深く関与していた事実がある。『後深心院閔白記』永徳元年六月二六日条に、内裏で義満任内大臣召仰がおこなわれ、「於里亭定大饗雜事(中略)、准后(二条良基)毎事被口入云々」とある。しかしながら、義満が良賢を登用したことは、二条家関係者を優遇した、という脈絡の事

象ではなさそうだ。『初任大饗記』永徳元年五月四日条に、良賢が義満の家司に選ばれたことについて、「秀長朝臣(東坊城秀長)已下数輩所望之処、多以不被加」ところに、良賢が特に選ばれたという記事がある。『師守記』および秀長自身の日記である『迎陽記』から、東坊城長綱・秀長父子が良基の重臣であったことが知られる。義満は良基の重臣東坊城秀長を斥けて良賢を抜擢したのである。

『初任大饗記』五月七日条には、良賢に対して、義満が「文談等近日中絶、得隙者、可令再興、可参」と述べた記事がある。この「文談」は秀長の日記『迎陽記』に、康暦二年四月八日条を初見として記事があり、康暦年間には毎月八〜一〇日また一八日を「式日」として、室町殿ないし二条良基邸で秀長も参仕して行われていた。良賢が良基邸に参上した初見記事は同記康暦二年六月二日条「文談」参仕の初見記事は六月二五日条にある。同年六月二三日に良賢が義満読書始に侍読として参仕したのと同じ頃で、「文談」の義満側連絡役も浜名詮政であった。良基は、「文談」を介して、義満よりもやや遅れて良賢と関係するようになったらしい。良賢が崇光上皇の上北面に加えられたあと一年後のことであり、義満・良基が良賢を崇光上皇の側から引き離そうとし始めた動きと捉えられる。『初任大饗記』の記述から、清原良賢が実務の面でも抜群の有能さを兼ね備えていたことが窺われる。この時代の五摂家は任槐大饗を行いうる経済状態にはなかつたから、主催者・参加者ともに実地経験が皆無で、大饗に関わる知識を古記録から学ぶ必要があつた。

『初任大饗記』六月二四日条によれば、良賢は五月から六月にかけて二条良基邸で行われた検討会議「内談」にほぼ毎回出席したという。七月四日条では、担当である「禄所」の賜物の準備について、納品担当の内蔵寮小舎人紀重弘と協議している。大饗当日の七月二三日条には、良賢自身は「装束行事」の担当ではないけれど、「耳外に所(処)し難し」、つまり、「放つておけない」として、家司筆頭の万里小路頼房やその兄嗣房とともに、舗設の指導に当たったことが記されている。寝殿の南廂が狭いため「加庇」を増設した件につき、近衛家実の「正治大饗」の先例を指摘して記す。古記録によつて研究しようだ。

良賢は饗宴における所役の人々の進退を予め指示し、皆、これに従つたと記す。三条西公時があらかじめ列席者の進退について助言するように指示されていたのに、何も発言しなかった、であるとか、検非違使中原章頼・坂上明雄に対して一献のあと立座するように言つてあつたのに教えられたとおりにしない、などと怒っている記述もある。饗宴主催者にとつて、まことに頼もしい実務家ぶりを発揮している。この意味で、良賢の奉仕を勝ち取ろうとする崇光上皇と義満らとの競争は、優れた人材の奪い合いと評して問題ない。

義満は、良賢を家司にしたあと、異例の抜擢を次々に繰り返してゆく。義満は、永徳二(一三八二)年正月に左大臣・一上になると、まず良賢を大外記に任じた。『康富記』文安五年七月一六日条に、良賢は「永徳二閏正十七任大外記、(中略)然間、上北面者、大外

記以前也」とある。中原康富は、良賢が崇光上皇「上北面」から離れる契機は大外記への昇進にあつたとみている。その直後から、良賢は大外記として後小松天皇の登極儀礼に参画してゆくのである。

後小松天皇踐祚直後の『後愚昧記』永徳二年五月一二日条に、中原師香が院の文殿開闔の地位を清原良賢に奪われたという記事がみえる。記主の三条公忠は驚いて、「応徳被始置文殿以後、中家(中原家)外記不他家補来了、而今度良賢(清大外記)被補了、希代事也云々」と記した。師香は、応徳三(一〇八六)年の白河院政開始以来、中原氏大外記が務めてきた文殿開闔の地位に、先例を無視して清原良賢が抜擢された、と伝えてきたらしい。これは、後円融上皇に良賢の学問を学ばせる意図による抜擢と捉えられる。

清原良賢は永徳三年四月に父宗季の死で文殿開闔を辞した後、至徳三(一三八六)年に内昇殿を許されて大外記を辞し、嘉慶二(一三八八)年に少納言となる。落合氏は、内昇殿勅許のあと後小松天皇の侍読となり、義満の指示したカリキュラムに沿つて教授したとみられること、任少納言も異例の昇進であつたことを指摘される。相次ぐ異例の抜擢には、良賢を後円融・後小松ら後光厳流に結びつける意図があつた。崇光流との関係でみて、人材争奪戦と言える。義満が良賢を己の侍読・家司に登用したのが手始めだと言えよう。

良賢は応永四(一三九七)年に出家して常宗と称し、その後、義持の「申次」として仕え、永享四年の足利義教任槐大饗の時期にも健在であつた。『満濟准后日記』永享四年六月二〇日条に、良賢の

曾孫清原業忠が来訪して、良賢の先例によって足利義教の家司に補されたことを告げたことがみえる。良賢は同年一〇月二九日に没し、文安元年一〇月二九日、一三回忌の日に従三位を追贈された。

【義満に登用された地下諸大夫と五撰家】

足利義満の「公家化」には五撰家の協力があった。まず、「侍所」に登用された地下諸大夫に注目してこのことを確認してみたい。

『雑事記』大饗定文には、「殿上装束」「侍所」方に大江匡綱・惟宗行冬・高階成量・源兼邦・某兼世、「上客料理所」「侍所」方に大江俊重・高階泰臣・秦重冬・源則秀ら、併せて九人がみえ、「掌燈所」を担当する高階敏経も「侍所」職員と思しい。

『柳原家記録』『大饗次第』には、義満の永徳度大饗に出仕した諸大夫一二名の書き上げがあり、人名が『雑事記』定文と照応する。

『柳原家記録』七六卷所収『大饗次第』部分(五三頁)
永徳

惟教朝臣	宗茂朝臣	一 匡綱	二 行冬
三 成量	四 兼邦	五 兼世	六 俊重
七 泰臣	八 重冬	九 則秀	十 敏経

「十」の高階敏経は、「侍所」職員の明証がある。「一」く「九」の人々と同格であったと考えて良い。『荒暦』永徳元年七月二三日条

には、陪膳以下の役者について注記があり、参考になる。

「殿上家司」と注される者（「殿上四位」・「殿上五位」を含む）

安居院知兼・日野町資藤・広橋兼宣・日野裏松重光・

山科教遠・日野西資国

「地下家司」と注される者

源惟教・藤原宗茂

「地下五位」と注される者（「五位諸大夫」を含む）

大江匡綱・高階成量・源兼邦・某兼世・大江俊重・

高階泰臣・秦重冬

注記はないが、所役勤仕を記録された者

山科教冬・安居院知輔

『荒暦』永徳元年七月二〇日条に、記主一条経嗣が実父二条良基の作った義満任槐大饗次第を借覧する記事がある。経嗣は事前に諸役担当者を知っていたとみられ、信頼できる注記と考える。『大饗次第』の最初の二人、源惟教・藤原宗茂は地下諸大夫で政所別当に加えられた「地下家司」とみられる。「一 匡綱」から「十 敏経」に至る一〇名は「地下五位」にあたる。「二 行冬」は『初任大饗記』・『雑事記』に「職事」とあるから、一〇名ともに侍所別当と考えられる。義満の「職事」侍所別当二〇名が確定したと判断する。『花宮三代記』（『群書類従』第二六輯）康暦元年七月二五日右大

将拝賀散状・同二年二月二十五日条・同三年正月七日白馬節会出仕記に、「地下前駈」を務めた諸大夫の本所がみえる。『大饗次第』の一二名では、惟宗行冬・藤原宗茂が近衛家、大江匡綱・大江俊重が鷹司家、源兼邦・某兼世が九条家、高階成量・秦重冬・高階敏経が二条家、源惟教・源則秀・高階泰臣が一条家の諸大夫であった。

『雑事記』には「職事」行冬につき「自陽明被召進」とあり、「侍所所司」藤原親孝についても「仰所望、自陽明被召進」とある。五撰家の諸大夫を結集する義満の家司制度は、五撰家の支援によって実現した。二条良基の演出による、義満をシテ役とする、後光厳流皇統支持の演劇的空間が五撰家を巻き込んでいた。近衛家は積極的に義満を助けて、ワキ役としての存在意義をアピールしたようだ。行冬について、家永旧著は「惟宗」氏と考えた。近衛道嗣の『後深心院関白記』貞治六年三月一七日条に「散位正五位下藤原朝臣行冬」とあるけれど、後述する藤原宗茂と異なり、行冬は『尊卑分脉』にみえない。東坊城秀長が著した明德三（一三九二）年八月二八日『相国寺供養記』（『群書類従』第二四輯）に「前左（ママ右）京権大夫惟宗行冬朝臣」とある。惟宗氏は鎌倉期の近衛家政所下文に下家司として顕れる。近衛家は行冬が「惟宗」から「藤原」に改氏したとし、他家は改氏を承認しなかったと解釈した。水野圭士は、近衛家の記録に従って「藤原行冬」名を採るべきだとしたが、なお守株したい。

次に、政所別当をみる。『雑事記』大饗定文には「大饗雜事 行

事」として、「前修理権大夫朝臣」以下、一三人の名がある。「前右京権大夫朝臣」を除く二人は、「殿上装束」「政所」方六人、「上客料理所」「政所」方六人に配され、『荒曆』の注記も勘案して政所別当とみて良い。益送「行事」に配される「前右京権大夫朝臣」も政所別当とみられる。「前修理権大夫朝臣」「前右京権大夫朝臣」には実名記載がないが、『荒曆』の「地下家司」源惟教・藤原宗茂、『大饗次第』の「惟教朝臣」「宗茂朝臣」にあてはまると思しい。

「前右京権大夫朝臣は藤原宗茂と考えられる。既述の通り、『花宮三代記』に、宗茂は行冬と同じく近衛家の従者だとある。『後深心院関白記』貞治六年三月一七日条では、「藤原朝臣宗茂」・行冬が近衛兼嗣の侍所別当に発令されている。同記応安四年三月一九日条には「前右京権大夫宗茂」・「前民部権少輔行冬」が兼嗣に供奉したとある。行冬の官途は『初任大饗記』四月二九日条の「前民部権少輔行冬」と一致する。勘案して、「前右京権大夫朝臣」は行冬と同僚藤原宗茂と考えられる。『尊卑分脉』内麻呂流資業の子孫に、「宗茂従四下・右京大夫」とある人に比定できる。

『花宮三代記』に一家の従者としてみえる惟教の官途「前修理権大夫」は確認できないが、『荒曆』永徳二年一月二〇日条に一条経嗣の申次として現れる。山科惟教・源惟教のいずれかと思しい。『尊卑分脉』山科惟教の父季成に「正四下・左中將」とあり、その子山科惟教は「地下」にあてはまらない。故に、『尊卑分脉』醍醐源氏の源惟教が該当者だと考える。近族に源兼邦・源則秀がいる。

『荒曆』の「地下家司」源惟教・藤原宗茂は『初任大饗記』四月二九日条の別当宣一人にみえず、追加補任とみられる。日野裏松重光・日野西資国も四月二九日別当宣にみえないが、『雜事記』の「上客料理所」「政所」方であり、『荒曆』に「殿上家司」とある。この二人も追加補任だろう。『永享四年大饗定』（『統群書類従』第三三輯上）は、四月二七日に家司一人を定め、六月二日に「加補家司四人」を定めたとし、「永徳加補家司亦四人也」と注す。永徳度「加補家司」四人は惟教・宗茂・重光・資国だと判断される。

『初任大饗記』別当宣一人のうち、山科教冬・教遠は『雜事記』大饗定文にみえない。しかし、『荒曆』には、教冬・教遠が義満任槐大饗当日に所役を務めたという記事がある。二人の政所別当の地位に変化はないようだ。政所別当一五名の全容が確定したと考える。

【義満の政所別当になった弁官系諸家】
永徳度足利義満家の政所別当一五名は、次のようになる。
〔藤原北家高藤門流〕

九条氏房	九条家家礼	九条朝房息
甘露寺兼長	主家不詳	甘露寺藤長息・日野時光婿
勸修寺経豊	二条家家礼	勸修寺経顕孫・経重息
万里小路頼房	主家不詳	万里小路仲房息・嗣房弟

〔藤原北家内麻呂門流〕

日野西資国	九条・近衛家家礼	日野時光息・資教・資康弟
-------	----------	--------------

日野裏松重光	九条・近衛家家礼	日野時光孫・資康息
日野町資藤	近衛・一条・二条家家礼	柳原忠光息
広橋兼宣	鷹司・近衛家家礼	勘解由小路兼綱孫・仲光息
藤原宗茂	近衛家諸大夫	藤原宗範息／「地下家司」

〔藤原北家末茂門流〕

山科教冬	主家不詳	山科教言息
山科教遠	主家不詳	山科教繁息・教言甥

〔桓武平氏高棟流〕

安居院知輔	近衛家年預別当	安居院行知息・知兼兄
安居院知兼	近衛家家礼	安居院行知息・知輔弟

〔清原氏〕

清原良賢	主家不詳	清原宗季息
------	------	-------

〔醍醐源氏〕

源惟教	一条家諸大夫	源惟俊息／「地下家司」
-----	--------	-------------

（主家判断には、父兄の主家儀礼への出仕状況も加味した）

地下諸大夫は五摂家均等に登用されたが、政所別当の登用は必ずしも五摂家均等ではない。近衛家の年預別当安居院知輔とその弟知兼をはじめとする近衛家の従者、日野・九条など摂家九条家に親しい者が優勢である。近衛道嗣は義満の「公家化」を積極的に支持したとみられる。九条忠基の室は日野宣子の所生子であった。鷹司家は近衛家と親しく、二条良基の実子一条経嗣は良基の訓導下にあつ

た。こうして、五撰家の大勢が決したとみられる。二条家の従者の登用は、けつして支配的ではない。東坊城秀長は希望したのに登用されなかった。勸修寺経豊の登用には特殊な政治的事情があった。

政所別当一五名のうち、「高棟門流」・「内麻呂門流」の宗茂を除く八名は、高棟流平氏の二人、知輔・知兼と同じく、弁官を経歴して公卿になる血筋である。残りは羽林家の山科教冬・教遠、外記家の清原良賢、「地下家司」の惟教・宗茂であった。万里小路・広橋・日野は後光厳流の中心的な近臣である。勸修寺家のみ崇光流と親しいが、義満は主に後光厳流支持の弁官系諸家を登用しようとした。但し、二条家の清閑寺家房、一条家の中御門宣方の親族など、二条良基と近く弁官系でもある者が登用されていない点は注意を要する。正平一統破談後に後光厳天皇が踐祚したとき、万里小路頼房の父仲房は、広橋兼宣の祖父勘解由小路兼綱とともに、関白二条良基の領導下で蔵人頭を務めた。仲房の子頼房が年預別当に登用され、兼綱の孫広橋兼宣が家司に登用される遠因と考えられる。

兼綱は後光厳流に対して著しい功績がある。後光厳天皇の典侍日野宣子が義満の生母紀良子の妹仲子を見いだして後光厳の配偶とした際に、兼綱が仲子の養父になった。良子・仲子は石清水八幡宮善法寺通清の女子で身位が低いから、仲子所生の緒仁（後円融天皇）には、そのままでは皇位継承資格がなかった。兼綱が仲子の養父になったために、後円融に皇位継承資格が備わった。仲子が義満の叔母であったがゆえに、義満が後光厳流の護持者になったのである。

永和四年法身院会議には、義満・良基の他に三室院光濟・柳原忠光が参加していた。光濟と忠光は兄弟である。忠光の子日野町資藤が義満に登用された理由と思しい。光濟と忠光は日野宣子の従兄弟である。宣子は姪の業子を義満の室とし、業子の兄弟日野資教・日野裏松資康が義満と親しくなった。日野西資国は業子・資教・資康の弟、日野裏松重光は資康の子である。頼房・兼宣・資藤・資国・重光の五人は、後光厳流皇統を支持する勢力の主流に属していた。

水野圭士は、『尊卑分脈』にみえる甘露寺兼長の室（重房母）日野時光女子が義満の正室日野業子の姉妹にあたることを指摘した。兼長は家司になった翌年の永徳二年五月二三日、五位蔵人を経ずに、いきなり蔵人頭となり、半年後の十一月六日に参議に昇進した。

『尊卑分脈』によれば、万里小路嗣房の養子重房（豊房）は兼長と時光女子との間の子である。『建内記』を遺した嗣房の実子時房に対して、重房は義兄にあたる。『弁官補任』によると、重房は明德五（応永元・一三九四）年二月三〇日に権右少弁に任じた。弁官初任時の年齢を極力幼く見積もって一五歳としても、康暦二（一三八〇）年の誕生となる。兼長が義満の義兄弟になった時期は、兼長が義満の家司に補す時期よりも、前らしい。兼長は義満の義兄弟であったことから登用され、嗣房と親しくなったとみられる。

万里小路仲房・嗣房父子は、後光厳流支持勢力として二条良基と提携してきた。仲房は後小松天皇大嘗会伝奏となり、嗣房は後小松天皇大嘗会御褌伝奏となる。嗣房は義満の年預別当である弟の頼房

を後見し、嘉慶三（康応元・一三八九）年に頼房が没すると、養子である重房（義満の義理の甥）を義満の家司としてこれを後見し、一貫して義満の家政に関わる。のち、南都伝奏となり、応永五（一三九八）年に没するまで、義満側近のなかでも最も有力だった。

九条氏房は摂家九条家の家礼である。永徳元年四月に義満の家司となり、同年八月一日に蔵人頭を兼ね、翌年八月一日に参議となった。『後愚昧記』永徳二年九月十七日条に、氏房が万里小路仲房の准大臣拝賀に扈従し、仲房に「致家礼」したとある。氏房は主家九条家や万里小路家との関係から義満に登用されたかと思しい。

八名のうち残る一名、勸修寺経豊の登用は、崇光流支持勢力の切り崩し策、と理解される。経豊の祖父経頭は、崇光上皇の「執事別当」「執権」であった。のち、経豊の子経成（経興）は万里小路時房・広橋兼郷とともに足利義教初期に伝奏を務める。経成は崇光の孫貞成親王と貞成の子にあたる後花園天皇との仲介者でもあった。

遡って応安三（一三七〇）年八月、『後光厳天皇宸記』によれば、天皇が緒仁（後円融天皇）に譲位する意向を幕府に伝え、八月晦日に幕府がこれを受け容れる「申詞」を進上したとある。九月二日、天皇が勸修寺経頭に武家の「申詞」を示すと、経頭はこれを崇光上皇に報告し、緒仁（後円融）の登極に反対して崇光皇子栄仁親王の登極を幕府に働きかけることを上皇に促した。この対立は、応安四年三月に後円融天皇への譲位が実行される直前まで続いた。

崇光流を支えた勸修寺経頭は後光厳流を支える二条良基と対立関

係になったのだが、勸修寺家はがんらいは二条家の家礼であった。『後深心院閑白記』応安五年五月十七日条に「内府（勸修寺経頭）、代々二条家礼人也」とある。たしかに、『師守記』貞治六（一三六七）年七月二日条に、経頭の弟経量が良基の申次としてみえる。

応安六年二月五日に経頭が没したあと、その子経重は二条家との和睦を図った。東坊城秀長の『迎陽記』康暦元（一三七九）年二月二〇日条に「蔵人方管領事、可仰経重朝臣（勸修寺経重）、御教書予（秀長）書遣了」とある。経重が蔵人頭になったのは同年五月六日で、「蔵人方管領」の「蔵人」は内裏の蔵人ではない。師嗣が八月二五日に閑白・氏長者となり、師嗣家侍所から蔵人所が分置されたことによる人事と思しい。「執事家司」にあたるかと思われる。

経重が良基に近づいたことは、後光厳流支持派への転身とみられる。義満の家司に登用された経重の子経豊は『雑事記』の「殿上装束」「政所」方、供奉殿上人にみえるが、大饗の宴席そのものの記録には頭れない。この年、父の経重自身が、まだ二七歳だった。経豊は、「殿上家司」として役を務めた一二歳の重光、一五歳の資國、一六歳の資藤・兼宣に比べて、相当に幼かったのだろう。児童を家司にしたのは、父経重を義満の家礼として固定するために違いない。永徳三年二月、後円融上皇が後小松天皇の生母三条厳子を峰打ちする有名な事件があった。その収拾策として、同年三月三日、勸修寺経重の小川亭が後円融上皇の院御所になった。経重は後光厳流皇統を支える側にまわり、康暦元年一二月一四日に没するまで、後円

融の「仙洞執権」として要務を担った。『兼宣公記』嘉慶二年六月五日条をみると、経重の奉じる後円融上皇院宣を受け取った兼宣が、「是室町殿仰也」と注記している。経重には義満の指揮が及んでいた。経重の子経豊が義満の政所別当になったことは、勸修寺家が後光厳流を支えるようになる、決定的な転機であったと捉えられる。

崇光上皇を支えた院司として、「執権」ないし「伝奏」と呼ばれた武者小路教光・葉室長頭、「執事別当」「執権」と呼ばれた勸修寺経頭のほか、教光の子武者小路資俊、「院中奉行」の四条隆持・隆仲父子らがいた。しかしながら、崇光上皇の近臣集団は指導的な人材を失いつつあった。経頭が応安六年二月五日に没し、教光が永和四年七月一四日に没し、隆持は永徳三年三月一九日に没する。義満任槐大饗の直前、『後愚昧記』永徳元年七月七日条によれば、葉室長頭は崇光上皇に「不可出仕之旨申入」れる状態になっていた。

延慶二（一三〇九）年一月八日付けの九条忠教遺誡（『図書寮叢刊 九条家文書』第一卷一九）に、家礼のうち葉室・日野・九条の三家を尊重せよという文言がある。日野宣子の所生子を娶っている九条忠基は後光厳流支持派に近く、九条家家礼主要三家のうち日野・九条が義満に登用されていた。長頭が崇光流支持勢力にとどまることが困難になり、脱落してゆく事象の背景事情かと憶測される。

院政期、上皇と摂関家とのせめぎ合いは、摂関家の家司を務めていた名家が院の近臣に転身する現象を生み出した。太政官の発令部門である弁官の実務を担う諸家は、院の太政官支配を実現する媒介

者であった。持明院統の皇位継承争いは、弁官系諸家を巻き込んで展開し、彼らの帰趨が皇位継承問題を左右するようになった。義満が家司制度を媒介として彼らを従えたことで、崇光上皇が院政をしいて朝廷政務を掌握することは、実現不可能になったとみられる。

【羽林家の登用と後円融上皇の近臣集団】

義満は羽林家の山科教冬・教遠も登用した。その意味を考える。

タトヤンデーディミトリは、『初任大饗記』七月四日条に「禄所」行事であった良賢のもとに来て大饗禄のことにつき協議したとある。「重弘」を、『後愚昧記』永徳三年九月四日条にみえる大嘗会御禊次第司のひとり「紀朝臣重弘」と推定した。小口康仁は『迎陽記』応安八（永和元）年二月二七日条に、紀重弘が改元行事における後円融天皇御服の調進に携わった記事があることを指摘した。「御着衣事、同相觸内蔵頭（山科教藤）畢、御蔵小舎人重弘参仕畢」とある。山科教藤は教言の嗣子で教冬の兄にあたる。内蔵寮の小舎人紀重弘は寮頭山科教藤の指揮下にあり、御服調進に携わっていた。紀重弘は、この関係から義満大饗の賜禄調進にも関わった、と推定された。山科家の家業は、教冬・教遠を登用した狙いのひとつかもしれない。教冬・教遠は室町殿の「申次」（問・見参役）としての役割が顕著で、義満の出行に剣役などとして供奉する役割も担った。義満の「申次」としては、中山親雅・高倉永行と同僚であった。

永徳元年七月二三日の義満の任内大臣大饗まで、室町殿の間・見

参業務は武士の近習が掌っていた。『初任大饗記』五月七日に、清原良賢が室町亭を訪ね、「近習朝日」に取り次いでもらう記事がある。『後愚昧記』同年七月十一日条には、「武家使武田下条（近習者、勤申次之者也）」が義満の書状を持参する記事がある。

大饗直後の『後愚昧記』同年八月五日条に、室町殿の申次について「丞相以後、教冬朝臣・教遠朝臣等、結番申次之」という記事がある。教冬・教遠は室町殿の間・見参役として代表的な存在になつたらしい。もつとも、教冬・教遠が専掌したわけではない。

『吉田家日次記』永徳三（一三三三）年六月九月記にあらわれる義満邸の「申次」事例は一〇件ある。六月三日条に高倉永行、同月二七日条に年預別当万里小路頼房が顛れる。事例が最も多いのは、六月九・二四日、七月一〇・一六日、八月二六・二七日、九月一五・一六日条にみえる中山親雅である。教冬・教遠はみえない。『春日権神主師盛記』（『歴代残闕日記第一五巻』）至徳二（一三八五）年六月二九日条に、「中山殿ニハ御所ノ此旬ハ御申次番」とあり、親雅は旬間単位で勤務し、七月上旬は山科教冬に交替したことが記されている。

鎌倉初期の撰関は侍所別当を日々「結番」して取り次ぎを行わせた。『玉葉』文治二年正月一〇日条に、「自今日、職事四人（兼親・国行・兼時・経泰）結番、為逢職事・弁官也」とある。前年一二月二九日に内覧となった直後のことであった。「逢職事・弁官」の「職事」は内裏の藏人である。「職事四人」（侍所別当）が「結番」

し、毎日交替で来訪者を迎接した。同記翌日条に「故人云、執政之臣、必可謁職事・弁官云々」とある。兼実は父藤原忠通の遺訓をふまえて、「執政之臣」は藏人・弁官と直談・協議しなければならぬと考えていた。「職事」結番の理由である。近衛家の場合も、『猪隈関白記』建永元年五月一九日条に、加階拜賀のため撰政近衛家実を訪ねた源通具を「当番職事定清」が接遇した、という記事がある。

義満邸の間・見参役には、「職事」よりも身分の高い公卿の親雅や政所別当の頼房・教冬・教遠らがあつた。しかし、「執政之臣」のために朝廷政務を司る脈絡はあつた。後小松天皇踐祚の諸司召仰は、義満の里亭室町殿で、年預別当万里小路頼房の指揮で行われた。山科教冬・教遠、中山親雅、高倉永行の四人には、後円融天皇の側近で用務にあつたという共通性がある。彼らは後円融の讓位後に「院殿上人」にはならず、専ら義満に奉仕することとなる。

山科教冬は『教言卿記』の記主教言の子、教遠は教言の甥である。教言室（教冬母）は足利義詮時代から武家に仕えていた木工寮橘知任の女子であつた。教冬の従姉妹にあたる知任の孫女繁子は後円融天皇の女官である。教冬・教遠は近衛中将として後円融天皇に仕えた。『迎陽記』康暦元年正月七日条白馬節会の記事に、近衛次将として山科教冬がみえる。同記同年十一月一日条に、教遠が後円融天皇の忌火御膳に陪膳として奉仕した記事がある。いっぽう、同記康暦二年四月二三日条などに、足利義満の二条良基邸訪問などに教冬・教遠が義満の剣役として同車・供奉したといった記事がある。

同記康暦二年八月七日条に次のエピソードがある。義満が内裏を訪ねた。来訪者の取り次ぎは近衛次將の務めであったから山科教冬が応対し、天皇は正親町三条実継・三条西公時と猷酬のさなかである。と伝えた。義満はそれを聞いて帰宅したが、教冬がこのことを日野裏松資康に報告し、資康がこれを天皇に伝えた。天皇は仰天し、実継は急ぎ退出し、公時が義満を呼び戻す使者として室町殿に馳せ向かった。義満は渋ったが、公時が自分の牛車に義満を乗せて内裏に連れ戻り、酒宴になった。酒宴について、「殿上人教冬朝臣・教遠朝臣之外無人」とある。教冬・教遠は内裏に詰めていた。東坊城秀長は禁裏宿直番であったため、一部始終をみていた。教冬・教遠は後円融の側近から義満の側近に移行していったのである。

足利義満の「申次」としての教冬・教遠の役割は、近衛次將として内裏に詰めて果たしていた来訪者迎接の業務に近似している。天皇が移動する際には、内裏内であっても近衛次將が御剣を捧持して供奉する。義満の剣役としての教冬・教遠の役割と近似している。

この関係は、頭中将だった中山親雅の場合にも通じると考えられる。中山親雅は『山槐記』の記主中山忠親の子孫で、足利義教晩年に伝奏として威勢を揮った『薩戒記』の記主中山定親に対しては、祖父にあたる。『後深心院閔白記』永徳元年正月一二日条に、親雅の妻だった「加賀局」が義満の子を産む記事があり、妻を差し出した時期を康暦二年八月とする。親雅は康暦二年一二月に頭中将から参議に昇り、「加賀局」出産後の永徳元年三月一〇日に従三位、同月

一三日に正三位、という異常な昇叙を経て、翌年四月二二日に権中納言となる。妻を差し出したことで、義満の信任を得たようだ。

親雅自身は公卿だから義満の政所別当にはならないが、後円融天皇の頭中将から義満側近に移行したのである。山科教冬・教遠らと同じく「申次」として親しく義満に仕えた。のち、応永五〜六年頃、親雅の子満親は義満の「家司」として父親雅とともに奉仕する。

義満の「申次」高倉永行も類似の事例である。『迎陽記』康暦元年正月六日条に「火櫃・衡重所役殿上人言長、六位（永行・長遠）」とある。永行は東坊城秀長の子長遠とともに、内裏の庶務を掌る六位藏人を務めていた。その後、永行は、『吉田家日次記』永徳三年六月三日条に義満の「申次」としてあらわれる。『実冬公記』嘉慶元（一三八七）年正月三日条に、永行は義満の「専一物」だとある。足利義教任槐大饗の際に永行の孫高倉永豊が政所別当に補任される。永行も何れかの時点で義満の政所別当になっていた可能性がある。

親雅・教冬・教遠・永行らと後円融天皇との結びつきは、讓位の際に切れたと考えられる。後円融は永徳二年四月の讓位直前に洞院公定の中園亭を仙洞に定めて移徙したが、翌永徳三年二月に後小松天皇の生母三条嚴子に斬りつけて重傷を負わせる「峰打ち」一件を引き起こし、いったん生母崇賢門院仲子の梅町殿に遷り、三月三日に勧修寺経重の小川亭に移った。これら後円融身辺の紛議において、親雅・教冬・教遠・永行が後円融の側近に顕れることはない。

『後円融院宸記』永徳四年正月一日条に、勧修寺経重が「執権」

として、油小路隆信が「奉行院司」としてあらわれる。同記同月三日条には柳原資衡（資藤兄）が「四位院司」とあり、山科教冬の弟教清（教興）もみえる。小川亭の本主勸修寺経重が筆頭となり、柳原資衡・油小路隆信・山科教清（教興）らが仕える、新しい院の近臣の体制が構築された。親雅・教冬・教遠・永行らが義満に仕えていたため、天皇時代の近臣集団が後円融から剝離してしまったようだ。この事情は、「峰打ち」一件の背景にあたるのかも知れない。

幼い後小松天皇は、中園亭・小川亭に移った父後円融・母厳子と別れて土御門内裏にとどまっていた。「峰打ち」一件収拾の直後、永徳三年五月末頃、義満は「内裏小番」の制を布き、公卿・殿上人を結番して内裏に出動させる態勢をとる。かつて、内裏宿直番の者は昼間は内裏の外に出歩いていて、夜になってから宿直した。新たに、一昼夜の宿直が内裏内禁足を原則として、武家の強制を伴って制度化された。「内裏小番」は幼い天皇が孤立状態にあったことが認識されてとられた態勢であろう。小番の制は近世末まで継続する。義満の家司編成の狙いのひとつは、崇光上皇から院政実施の人材を奪う点にあったと思しいが、副作用として後光厳流内裏・仙洞の空洞化を併発し、対策がとられた。義満が良基の従者たちを登用しない理由は、二条家「殿中」の空洞化を恐れたからかもしれない。

【大饗の準備・運営の体制】

足利義満の任槐大饗には、武士である幕府奉行人も参画していた。

分担は「永享四年大饗定」や『柳原家記録』『大饗次第』にみえる。

「永享四年大饗定」（『続群書類従』第三三輯上）

永徳度

- 一、総奉行 松田丹後守（貞秀）
- 一、条々支配奉行

安威新左衛門尉（詮有） 几帳・禄

布施民部丞（基連） 軟障・禄

治部左衛門尉（則栄） 簾・畳・円座・弘筵・差筵・鎮

子・壁代・四尺屏風・垂布・

机・綱・燈台

飯尾左衛門大夫（為清）・同隼人佐（兼行）

酒部所・料理所・幔・幄・床子（檢非違使）

齋藤筑前五郎左衛門尉（基繁）・松田主計允（秀経）

盛物・饗

奉行人たちの参画は、五月に開始された大饗行事検討会議「内談」に参仕する形で始まった。『初任大饗記』六月二四日条に、二条良基邸の「内談」に「武家奉行人等、少々令参、尋申」とある。良賢は「禄所」奉行だった。七月四日に来訪した紀重弘は、禄物について「合奉行」の「安盛（安威）新左衛門并布施・・」から指示を受けたと述べた。「大饗定」の「禄」担当、安威詮有・布施基連

に合致する。「惣用百卅貫云々」という記載から、良賢は用途支出に関与せず、詮有・基連が決済にあたつていらしいことが分かる。『初任大饗記』には、七月二三日大饗当日の舗設に「武家政所奉行 人松田丹後守・治部二郎左衛門」が参加したことがみえる。「総奉行」松田貞秀と「簾・畳」以下の担当奉行人治部則栄に該当する。良基邸の「内談」に出席した中御門宣方について、林哲民は宣方と義満との関係が薄いことを指摘した。中御門家は一条家の重臣で、義満の任槐節会参内に一条経嗣を扈從させるため、宣方は良基と経嗣との折衝にあたった。だが、義満との関係が判然としない。『吉田家日次記』永徳三年七月二五日条に、義満が宣方を石清水放生会伝奏とし、後円融上皇が宣方を放生会上卿に指名し、宣方が義満の意向を慮つて恐慌を来す記事がある。宣方には検討の余地がある。『初任大饗記』に幕府政所執事伊勢貞継は頭れない。ちなみに、義満の年預別当広橋兼宣の日記にも政所執事との折衝記事がない。公家衆の政所は、伊勢氏の政所と直接的には繋がっていないようだ。川本重雄氏は、義持・義教時代の將軍御所に大名・武士や側近公家衆の家礼・家司が入りする際の通用門は東門であり、東門近隣に大名・武士の出仕所があつたに違いないとされた。室町殿は「西礼」の殿邸で、大饗などの公家行事は西四足門・侍廊・隨身所・寢殿など西側の施設で行つたが、義満自身は東門も用いた。『初任大饗記』七月二三日条に、「寅刻節会訖、内大臣殿（義満）、自東閨門還御」とある。いっぽう、『西園寺公永日記』同日条

には、「主人（義満）於東上土門御下車、公卿一兩自彼門奉相隨」とある。『初任大饗記』にみえる「東閨門」は「東上土門」であつて、側近公卿二人が義満とともにこの門をくぐつたことがわかる。『満済准后日記』永享三年一〇月一三日条に、足利義教が室町殿を再建する記事がある。「震殿（ママ寢殿）以下、棟数十一ヶ所、門六、西二（四足・唐門）、東二（上土門・小門）、北二（小門二）、各上棟」とある。義教の東面「上土門」は西面の二門に次ぐ高い格式の門であつた。『西園寺公永日記』の「東上土門」に照応する。『満済准后日記』永享三年九月一四日条には、再建室町殿に「諸大名等出仕所」が設けられる予定だとある。義教は康暦度室町殿の配置を踏襲しているように考えられ、政務上も必要であつたとみられるから、「諸大名等出仕所」は康暦度室町殿にもあつたと想定できる。幕府政所執事伊勢氏は室町殿東面の「諸大名等出仕所」を管轄していたため、西面で活動する公家家司との接触が薄いのではなからうか。一五世紀に明確化する「西向衆」「東向衆」の区分に繋がる問題である。さて、七月二三日大饗当日の舗設には、頼房・良賢や幕府奉行人らとともに、万里小路嗣房が携わつていた。嗣房は大饗の宴席中でも饗座を離れて、頼房を後見して指揮に携わる。家永別稿で義満の私的祈禱を奉行する家司を公卿である父兄が後見する事象を指摘したが、これに関連する。

時期	家司	その父兄(統柄)	父兄の地位
永徳年間・嘉慶年間	万里小路頼房	万里小路嗣房(実兄)	家礼・伝奏
明徳年間・応永五年	万里小路重房	万里小路嗣房(養父)	家礼・伝奏
応永五年・応永六年	中山満親	中山親雅(実父)	家礼(申次)
応永六年・応永十三年	広橋兼宣	広橋仲光(実父)	家礼・伝奏
応永十三年・応永廿年	鳥丸豊光	裏松重光	政所年預別当・伝奏
	裏松義資	(豊光実兄・義資実父)	

『後深心院関白記』永徳元年一月一八日条に、義詮命日の法華八講に公卿以下を催促する際、「頼房為家司申沙汰」するいっぽう、嗣房が職事行冬に「仰」せたとある。『実冬公記』応永二(一三九五)年四月七日条に、尊氏命日相国寺法華八講について、「奉行重房(嗣房雖奉行、此男先面也)」とある。家司である頼房・重房が「奉行」していても、実は公卿である嗣房が真の「奉行」であった。

通説的には嗣房らは伝奏として位置づけられているが、義満の大饗や足利氏祖先祭祀を、嗣房が伝奏の立場で「奉行」したとみる余地はない。親雅には伝奏在任の所見がない。若年の政所別当を父兄の家礼公卿が「扶持」する、という摂関家の慣行を参照したい。

『葉黄記』の記主葉室定嗣は若い時に九条道家の年預別当を務めた。同記仁治三(一二四二)年三月一八日条に、定嗣の子息高雅は一条実経の「年預家司」だとある。九歳であった。寛元四(一二四六)年正月に後嵯峨が讓位して実経が関白・氏長者となり、高雅は同月二八日に実経の「執事家司」となる。定嗣は同記翌日条に、「自ら後嵯峨の院司として「可奉行万事之由」命じられ、「執柄家事、

又、偏管領」することになったと記す。定嗣は院伝奏・院評定衆となるが、同年末に健康を害した。実経に「殿中事、高雅少年一身非可是非、偏約(ママ)予扶持之」と訴え、実経から年預別当平時継に執務させるとの回答を得た。年少の子息家司高雅を「扶持」して、家礼公卿の父定嗣が主家一家の家政を「管領」していたのである。殿上人の政所別当は「公卿座」長押に上がると膝行して文書を捧げ、指示を聞いて退出するだけである。家礼公卿は、「公卿座」に着して主人と対面協議し、家司以下を指揮することができた。

『玉英記抄』官位部に、康永年間とらしい某年一〇月二四日の記事がある。多武峰・春日山の怪異につき卜占をした。前年来、「蔵人所」ではなく「障子上」に着して(恐らく「布障子」を開いて)卜占を指揮する家司の所作は僭越だと、陰陽師たちが訴えていた。家司らも、当主一条経通も、治めかねていた。参会した前参議中御門宣明が経通から事情を聞き、「於家司者、可着障子上之輩也、非下臈家司(謂官・外記也)」と云って陰陽師たちを叱りつけ、落着

した。家礼の公卿が当主を補佐して家司以下を統率したのである。『師守記』暦応二年一月二二日条・貞和五年十一月二日条から、右の事件があった頃に、宣明が経通の重臣であったことがわかる。宣明の子息維隆が経通の「執権」で、中原師茂は経通への「奉公」のことを宣明に相談している。

公卿である嗣房・親雅は、初め公家故実に疎かった義満と協議しつつ補佐したと思われる。嗣房の死後、親雅が御祈「奉行」、子息

満親がその指揮下の「奉行」家司となる。以前から親雅に家政後見の実績があったからだろう。広橋兼宣は応永六年五月頃に年預別当になる。翌年末に年預別当のまま参議となり、「公卿座」で義満と協議できる立場になった。応永一三年六月に日野稷松重光が兼宣の業務を継承した時、重光は既に権大納言であった。年預別当と家礼公卿とが同一化した状態のなかで義持時代を迎えるのである。

『吉田家日次記』応永一〇年一月一日条に、園井韓神社の五体不具穢清祓について、祭奉行の藏人清閑寺家俊の上申を、「入道大納言」葉室宗顕が義満に伝え、要脚支出命令をとりつける記事がある。宗顕は長顕の子で、義満の家礼と思しい。伝奏に限らず、家礼公卿は「公卿座」で義満と直談・進言し、政務を補佐しようだ。

『兼宣公記』応永九年正月七日条に、義満の年預別当広橋兼宣が、北山殿に「参仕」していた葉室宗顕らの公卿や五条為守らの殿上人と談話し、義満・義持への拝賀の申次担当者を決定した記事がある。公卿・殿上人が同席する「障子上」で協議・発令したと解される。

「公卿座」が主人と家礼公卿との協議の場、「障子上」が重臣合議の場、外記・史の出仕する「侍所」が太政官との事務接点、という分節で、義満の公家としての家政や朝廷支配が展開したようだ。

【大饗当日の良賢の業務】

『雑事記』定文では、清原良賢は「酒部所」・「庭燎所」・「祿所」の担当となっている。『初任大饗記』の記事と一致する。これらの

部署の担当者が残した史料は珍しいのではなからうか。「庭燎所」・「酒部所」・「祿所」の業務は、執行位置が近接し、時間的に連続して執行されている。場所と時間を考慮して担当が配分されたようだ。

「酒部所」は中門廊南側の「上客料理所」の東、庭上の幄舎にあった。「庭燎所」の要員は中門廊南端に接する「隨身所」の南面廂「立明官人座」から南庭の「酒部所」幄舎の北に出役した。祿は「酒部所」幄舎の北などで支給される。『大饗指図』を参看されたい。

「庭燎所」の業務は尊者近衛兼嗣の来訪を迎えて始まった。内裏節会は寅刻に終わったが、西園寺公永によれば、兼嗣の来訪は「卯終剋」になったといい、既に夜は明けていた。松明を掲げる立明官人の役目は形式にとどまったようだ。良賢は敬礼作法を指示した。

「酒部所」は一・二・三献の酒食を進上した。主・客昇殿して着座すると、良賢は「酒部所」に着し、手長を務める「諸司二分」に命じて、寝殿南廂の「公卿座」に着した来客・主人に着物を進上した。家司に加わっていた弁官の氏房・兼長・頼房・知輔は、寝殿西廂の「弁・少納言座」に着し、すぐに起座して中門廊に待機し、年預別当の頼房は兄嗣房とともに中門廊で指揮を執った。「酒部所」は「公卿座」（および「弁・少納言座」）のあと、西対代の「上官座」（外記・史の座）に配膳し、二献・三献と繰り返した。四・五献は「上客料理所」の担当だから、良賢は次の業務に移る。四・五献は「羹・裏焼」など、料理の献立が違い、食器も一く三献の「茶碗・青瓷」ではなく、「土器」「土瓶」を用いる。宴席としての性質

が違うのだという。

小口康仁は『年中行事絵巻』『類聚雜要抄指図巻』などから、室礼・食器に関する図像を検索して提示した。野里顕士郎は、「障子上」・「侍所」に関する文学史・建築史の成果を紹介し、一〜三献と四・五献の食器・献立の相違について、先行研究を紹介した。熊谷すずみは、一献・二献・三献の手順について、安達悠奈は、四献・五献・穩座の行事について、それぞれ、『兵範記』保元二年八月一九日条などと比較しつつ、倉林正次の研究成果を紹介した。

清原良賢は、任槐大饗後の「御遊」階下伶人に笙の豊原英秋らが召されたのは新儀だという。安達悠奈は、義満と笙の關係について、三島暁子と石原比伊呂との間に交わされている論議を紹介した。

「祿所」は西対代の一室に、御遊の楽器とともに、大・中納言祿外記・史の祿、被物を置いた。『大饗指図』にみえる楽器を描く部屋だろう。良賢は「酒部所」の北の庭上に机「祿中取」を置き、史生・官掌以下を点呼して祿を授けた。次に、「被物所」の担当者氏房・資藤とともに「祿所」を開き、中門廊で外記・史の祿を授けた。『荒曆』によれば、南庭には見物の庶民が溢れ、庭上の給祿の様子を公卿座から見ることができなかったという。庭に面する簾は全開されており、行事全体が町衆に見せる演劇だったとも言える。饗宴には公卿の大部分が列参していた。社会的な影響という点も気になるところである。(解説 文責 家永遵嗣)

【参考史料】

『後光厳天皇宸記』
『大日本史料第六編之三十二』二三五〜二四三・二六〇〜二六三・三一九〜三二二頁。
『後円融天皇宸記』

桃崎有一郎『後円融院宸記』永徳元年・二年・四年記』二〇〇九、
『禁裏・公家文庫研究』第三集。

『椿葉記』

『村田正志著作集第四卷證註椿葉記』一九八四、思文閣出版。

『吉田家日記』

天理図書館所蔵『兼敦朝臣記』永徳三年六月〜九月記紙焼写真・東京
大学史料編纂所架蔵謄写本二〇七三〜二〇五一。

【参考文献】

足利衍述『鎌倉室町時代の儒教』一九八五、鳳文書館。

家永遵嗣『東京大学日本史学研究叢書1 室町幕府將軍権力の研究』一九

九五、東京大学大学院人文科学研究所日本史学研究室。

家永遵嗣「足利義満と伝奏との關係の再検討」一九九五、『古文书研究』

四一・四二合併号。

家永遵嗣「足利義満・義持と崇賢門院」二〇〇九、『歴史学研究』八五二

号。

家永遵嗣「室町幕府と『武家伝奏』・禁裏小番」二〇一三、朝幕研究会

『近世の天皇・朝廷研究』第五号。

家永遵嗣「光厳上皇の皇位継承戦略と室町幕府」二〇一六、桃崎有一郎・

山田邦和編『室町政権の首府構想と京都』文理閣。

石原比伊呂「足利義満と笙との關係についての再検討」二〇一六、『国史

学』二一八号。

- 伊藤喜良「応永初期における王朝勢力の動向」一九七三、『日本歴史』三〇七号。再録、同『日本中世の王権と権威』一九九三、思文閣出版。
- 今谷明『室町の王権』一九九〇、中公新書。
- 白井信義『人物叢書 足利義満』一九六〇、吉川弘文館。
- 太田静六「大饗と寝殿造の用法」一九六九、『日本歴史』二五三三号。
- 小川剛生『二条良基研究』二〇〇五、笠間書院。
- 小川剛生『足利義満 公武に君臨した室町將軍』二〇一二、中公新書。
- 落合博志「清原良賢伝攷―南北朝末室町初期における鴻儒の事績―」初出 一九八八、再録、久留島典子・榎原雅治編『展望日本歴史Ⅱ 室町の社会』二〇〇六、東京堂出版。
- 川上貢『日本中世住宅の研究』初出一九六七、墨水書房、新訂、二〇〇三、中央公論美術出版。
- 川本重雄・小泉和子編『類聚雜要抄指図卷』一九九八、中央公論美術出版。
- 川本重雄『寝殿造の空間と儀式』二〇〇五、中央公論美術出版。
- 倉林正次『饗宴の研究（儀礼編）』一九六五、桜楓社。
- 高正晴子・橋爪信子・山下光雄『日本古典料理の研究二十』二〇〇七、『梅花女子大学短期大学部紀要』五五号。
- 高正晴子・山下光雄『日本古典料理の研究二一』二〇〇八、『梅花女子大学短期大学部紀要』五六号。
- 富田正弘「室町殿と天皇」一九八九、『日本史研究』三二一九号。
- 野場喜子「大饗の食器」一九九七、『国立歴史民俗博物館研究報告』七一集。
- 藤田盟児「鎌倉前期の貴族住宅における『障子上』について」一九八九、『日本建築学会大会学術講演論集』。
- 松岡三良・伊藤育子・山内寿美子「母屋の大饗の献立」一九六八、『一宮女子短期大学紀要』八集。
- 三島暁子『天皇・將軍・地下官人の室町音楽史』二〇一二、思文閣出版。

桃崎有一郎「足利義満の公家社会支配と『公方様』の誕生」二〇〇七、森話社『ZENAMI 中世の芸術と文化』04。

翻刻 『初任大饗記』（国立公文書館 古三四―五八三）

〔凡例〕 ①墨抹は■で示し、破損は□で示す。

②細字の割注および頭書・傍書はへ〜で示す。

③原史料の改行位置は「」で示す。

④人名比定等の翻刻者の注記は（ ）で示す。

初任大饗記

永徳元年四月廿九日、右大将（足利義満）被補家司、予加「其衆、今月召仰、来月可被行任大臣節会之由、」兼日有沙汰之處、五月任大臣例邂逅之間被延引、「先被補家司、予家司事、先日准后（二条良基）可為所望者、」可被奉仰之由被仰下、予申云、近日面々競望、中々「令斟酌候、若為本所被補任者、又不可為辞退、」准后被仰云、當時閑官両局之輩可注進、為御存知「也云々、仍於御前書進畢、而不慮被加其衆□□」、侍読之間、別加其衆之由、武命也云々、此事後日四日□□令存知之了、以前民部權少輔行冬（惟宗行冬）、被補職事云々」

〔頭書〕後日下家司「持參、加一見了、令存知之由、令返答了」

正四位下行右近衛權中將藤原朝臣教冬（山科教冬）

正四位下行右近衛權中將藤原朝臣教遠（山科教遠）

從四位下行右中弁藤原朝臣氏房（九条氏房）

〔良賢の「朝臣」に傍書〕〔真人〕

正五位上行主税頭兼博士清原朝臣良賢（清原良賢）

正五位上行左少弁藤原朝臣兼長（甘露寺兼長）

正五位上行權左少弁藤原朝臣賴房（万里小路賴房）

右少弁正五位下平朝臣知輔（安居院知輔）

正五位下行左兵衛權佐藤原朝臣資藤（日野町資藤）

正五位下行左兵衛權佐藤原朝臣兼宣（広橋兼宣）

散位正五位下平朝臣知兼（安居院知兼）

〔頭書〕〔經豐无官之〕間、無散位之〕字歟〕

從五位下藤原朝臣經豐（勸修寺經豐）

被仰稱、件人等宜為政所別当者

永徳元年四月廿九日別当正五位上行權左少弁藤原朝臣賴房奉

五月

四日、就他事、向武家近習濱名備中守詮政宿所」處、予加家司人数

之由示之、即參准后（二条良基）尋申之處、今度事不被奉仰、

而被入其衆、初度家司尤為」面目歟、忿可令參賀之由被仰下、

且秀長朝（傍書補入）臣（東坊城秀長）已下」教輩所望之處、

多以不被加之由、同被語仰之、

六日、向權弁（万里小路賴房）亭、家司事、相尋之處、即書出、賜

下」家司了、未觸申歟、加其衆、尤珍重之由、被仰之、

七日、著衣冠、參武家（室町亭）、以近習朝日（齋藤朝日清長か）、

被謁於」中門、申被加家司人数畏入之由、朝日歸出云、可有」

對面之處、只今計会時分也、文談等近日中絶、」得隙者、可令

再興、可參、次、家司事、領状令悅」喜之由、預返答了」

六月

廿四日、參准后、為大饗沙汰、万里少路中納言嗣房卿・中御」門宰

相宣方卿已下參之、條々御内談也、先、令絵所被書指図、去月

已來、如此内談度々也、每度」大略參其席、中々不及注付、御

内談之程、武家」奉行人等、少々參、尋申、

廿五日、於准后御所、右大將殿（足利義滿）、明日召仰御習禮也、

無殊事、披御次第、御演説也、万里少路中納言（嗣房）・按察

（日野裏松資康）・」別当（日野資教）參會、予・兼治（小槻兼

治）、參末席、就仰、傾一坏、即退出、

廿六日、召仰也、申剋、御參内、扈從公卿、洞院大納言（公一）

（洞院公定）・侍從中納言（公時卿）（三条西公時）・万里少路

中納言（嗣房卿）・按察中納言（資康卿）・藤」中納言（仲光

卿（広橋仲光）・別当（資教卿）・中山宰相中将（親雅卿）、殿上人、頭弁（経重朝臣）（勸修寺経重）・頭中将（公仲朝臣）（裏辻公仲）・山科中将（教冬朝臣）・洞院中将（実信朝臣）等也、前駈四人、隨身六人、布衣七人、床子座、経重朝臣・秀長朝臣・氏房朝臣・資衡（柳原資衡）・師香朝臣（中原師香）・家君（清原宗季）・兼治（小槻兼治）・光藤・康隆（中原康隆）等著之、此外、六位仲季（清原仲季）・師仲（中原師仲）等参之、
事儀、見御次第、
予、為家司上者、尤可参之處、勸益所役人已下、兼日被出點、氏房朝臣・知輔領状之間、示合万里少路中納言、不参了」

七月

四日、重弘（紀重弘）入来、大饗祿事、武家政所奉行人安盛（威歟）新左衛門（安威詮有）并布施（布施民部丞基連）、為合奉行申付之間、可令調進、且料足四千足請取之、掛已下條々、自准后如此」被注下、以此分、可令調進、祿所奉行之上者、殊更」可令存知、若令参差者、可承存云々、所存分無相違之」由、令返答了、又語云、中帳三間、同令調進、以大炊御門（大炊御門宗実）舊物、為本様可令調進之由、示承之間、参彼亭、」拜見之處、二間八如常、於一間者、臺（トリハナチ

ナリ）、」舞姫之時ノさシ中帳ノ様也、但、今度ハ如常令調進」之由、申之、」

條々

大臣祿 細長（長六尺、四幅ヲ縫合綾也、文ハ小葵ノ豎文

云々）

大・中納言白掛（粉帳絹也、常直垂ノ上ノ様ニテ、ヲフクヒナ

シ、」又、ヌイタチ三尺、裏白張、件掛ニツ、

カサネテ一重ト云ナリ」

参議鳥子重（上一領ハ白張打下、一領ハ、タウさの濃蘇芳」打、

コレヲ重テ鳥ノ子トイフナリ」

赤衾（弁・少納言・五位外記・史料、ニツカさねテ一

重ト云ナリ、」外記・史ハ一帖也」

除疋絹・布等、尊者祿已下分、惣用百卅貫云々

七月（重出）

廿三日、依為家司、着束帶（丸鞆）、午始、参室町」亭、扈從卿相・雲客等、少々参之、申剋、右大将殿（足利義満）御参内、扈從卿相、左大将（徳大寺実時）已下廿四人、殿上人廿一人、前駈八人、隨身六人、查役、中山宰相中将親雅卿（手長）宗茂朝臣（藤原）、簾、花山院中納言通定卿、自内裏東門被参也、」此間、万里少路大（傍書）中納言嗣房卿・頼房・予・行冬

等、仰付」御所持、備御裝束、武家政所奉行入松田丹後」守
 (松田貞秀)・治部二郎左衛門(治部則榮)等有之、予、非裝束
 行事、雖不」可及口入、共以為家司之上者、難所(ママ處)耳
 外、仍少々」令諷諫了、

母屋南面庇、卷御簾(无鉤)、面貌下一」卷置之、上也、母屋
 一間構加庇、是庇狭之故也、且」正治大饗、依庇狭、構加半間
 也、母屋御簾垂之、」御簾裏二懸壁代、々々内、敷濱床、女房
 為見物也、御簾面、立渡四尺屏風、四季繪、東西間、垂御簾、
 立屏風、敷滿弘筵、敷龍鬢土敷、其上敷茵或」円座、
 尊者座、横座(東一」間)、東第二間南、親王座(龍鬢)疊、
 北、大・中納言座、南、親王座次、中納言円座兩三枚、其」外、
 參議座也、依無其所、今度円座如此敷之、納言」相分着座、又、
 有例也、弁・少納言座、雖為西庇、引入于北、敷之、非參議
 (傍書)大弁」座(龍鬢)円座、弁・少納言座、兩面疊二
 帖、卿相座、敷寶薦、其上立机、兼居干物・生物・窪坏」物
 等、不居飯、弁・少納言・上官座、兼皆居飯已下、無寶」薦、
 庇西、上官座南、簾等各卷之、彼庇西簾不殘」一卷高上之、上
 官座東・北・西、垂簾、其上懸軟」障、
 上官座東、妻戸一ヶ間、為祿所置被物并樂」器等、自東腋懸廻、
 大中納言已下祿、六位外記・史祿、」同(不)見消)置西
 (之)見消)腋、不懸綱、召人祿并史生・官掌祿、不置」之、
 預置下家司、

母屋東面為出御間、上二ヶ間格」子、垂簾、立几帳、出衣袖、
 指誦經於御簾上、

中門」廊、敷滿弘筵、敷紫綠疊二帖、居饗膳、以障子」上、為
 尊者前驅座、居饗膳(諸司机)、侍所臺盤上、同」居饗膳、
 以隨身所為檢非違使座、同以南面、為立」明官人座、以中門南
 廊、為上客料理所、其東立二」丈幄(纈纈)、為酒部所、
 以祿所北裏、為尊者急所(ママ休所)、」其北為公卿急所(ママ
 休所)、其北為細殿急所(ママ休所)、細殿皆以無」着座人、但
 細殿饗膳、猶居之、史生・官掌・召使・々」部等幄、在北門
 腋、」
 寅刻節会訖、内大臣殿自東閑門還御、相国(二条良基)・関」
 白(二条師嗣)、同光臨、依相国仰、予少々直御裝束、其後、
 尊」者右大臣殿(近衛兼嗣)來臨、予召寄陣官等(十人也)、
 為立明官」人、南階東令列之、致立明、主人揖讓之時分、必可
 令蹲居之由同示付之、依庭燎所行事也、
 此間諸」卿・弁・少納言・外記・史、列立西中門外(東上南
 面)、主人降立」階西脇(家司・(山科教冬力) 献查、次、
 尊者已下、入中門、列立南庭(東上北面)、」上達部一列(依無
 其所)折西列也、弁・少納言一列(可為官次敷、仍右大弁」
 經重朝臣不列之、權左)少弁頼房・右中(傍書・少敷)弁
 資衡、以官次列也、外記・史一列、
 次、客・主以(次)見消)下、各再拜、」次、揖讓、次、客・

主、相並昇階（客東、「主西」、尊者入東一間、着「横座、次、主人着親王座、次、諸卿昇南階、着座（家）礼」人々、於簀子」先躡居、次、弁・少納言、昇對代前階、着座、加家司弁」官氏房朝臣・兼長朝臣・頼房・知輔等着之、即起座、「徘徊中門廊、万里少路中納言嗣房卿、為頼房扶持、同」起座、有此所（頭書）（座中事可口入由、被仰侍從中納言（三条西公時）處、「更不及一言云々）」

次、外記・史、昇中門南切妻、着座（外記）北、史南、「東上」尊者已下查、召使取之、渡下部等、

次、予着「酒部所（南床子）北面」、下家司一人着之（北床子）南面」、諸司二分、着」之（官・史生、但不着」座、近辺佇立、立尊者机二脚、居看物之後、予命」下家司、居樣器於繪折敷（有蓋）・尻居、次、諸司二分進」之、教遠朝臣受取之、執蓋返諸司二分、主人於」一世源氏座取之時、不取繪折敷、取樣器并尻」居、教遠朝臣取折敷、退出、次、以諸司二分進茶」碗二口、次、上官座、樣器・青瓷・瓶子、同進之、此間主」人着座、立主人机（一脚）、居看物、

次、二献、予令下家」司進之、其儀同前、但自此献、以諸司二分、被返」蓋・繪折敷、勸盃實信朝臣（洞院實信）也、予兼示此旨等、仍、一・」二・三献所役人等、存其旨、如此被進退了、次三」献、同前、上官座二・三献、又如初献、次出居官人」章頼（中原章頼）・志明雄（坂上明雄）、着座（酒部所北辺）、一

献着之、二献可立座」之處、遲々不得其意、且先明宗（坂上明宗）内々以使相尋」酒部所之間、此分子返答之處、以外遲々、比興次第也、」仍即立座畢、次、居飯、地下五位等居之、次、四献、上客料理所献之、土器・瓶子・土瓶也、不用茶碗」・青瓷等、雖然、三献之後、渡瓶子并繪折敷・樣器・余前（ママ余膳）等於料理所了、是先規也、

次、居羹・裏焼等、次、召録事、教遠朝臣・資國等勤之、上官座、」地下五位、

次、五献、主人勸盃於非參議（「之座」脱力）、主人」勸盃之時、家礼卿相・弁・少納言・外記・史等、各起座、

此間、「予、仰下家司、立祿中取於酒部所北（東西妻）、予進立」中取東辺（北面）、知家事（官史生）、立中取南（北面）、披文、唱」史生・官掌・召使名、案主（下家司）、立中取北（南面）、給」祿、官・外記・史生、人別三段、官掌・召使、人別二段、但、召」使、今度以代物兼日取之云々、仍不給之、面々給後、」一揖退出、其後、予退出、

次、撤一世源氏座、敷菅」円座於南簀子、相国・尊者・主人（各厚）円座、尊者以下移」着、次、居看物（土高坏）各三本、卿相（二本）、看物略之、

次、進樂器、先、笛筥（盛筥三管）笛一・篳篥一、次、琵琶、次、箏、次、和琴、地下」五位置之、此間、敷召人座（階下）（西腋）、伶人英秋已下六人」着之、先々道伶人不着之献、今度

始之歟、如何、

外記・史、於中門廊、給祿、氏房朝臣・資藤・子、披祿」所妻
戸、取出之、授所役地下五位、先、五位外記、次、「六位外記、
次、五位史、次、六位史、次、右大弁、四位諸」大夫、授之、
次、秀長朝臣（東坊城）・淳嗣朝臣（菅原淳嗣）・資衡（柳原資
衡）等取之、各「取終、下庭中、一揖、退出、但、經重朝臣
（勸修寺）不列之、是、非」參議大弁例也、

次、呂・律棗終程、授卿相祿、尊者祿、自簾中被出、母屋西第
二間、花山院大納言「取之、進尊者、又被引馬二疋、次、尊者
降階、主」人同降階、聊揖讓、

立明官人祿、今度被略之、

次、「撤上官座、奏吉書、公卿洞院大納言公―卿・花山」院大
納言通定卿・万里少路中納言嗣房卿・按察中納言」資康卿・別
當資教卿等着座、其儀如常、其後、「面々退出、午―（ママ午
剋）、

於卿相祿不送之、又、不給召使、「返渡武家奉行人了、（卿）相
祿、乍座、或召僮僕於」庭上、或召々使給之、人々所為不同也、

御遊所作人

拍子 信俊朝臣（綾小路） 付歌（無之）

笙 主人 山科宰相（教言卿）

篳篥 兼邦朝臣（楊梅） 笛 左大将（実時卿）（徳大寺）

琵琶 今出川大納言（実直卿） 和琴 大炊御門大納言（宗実卿）

箏 室町中納言（季頭卿）

階下召人

英秋（豊原）・季永・藤秋（豊原）・定秋・氏秋・安部季英

呂

安名尊・鳥破・席田・同急・胡飲酒破

律

伊勢海・万歳楽・五常楽急

翻刻 「義満公任槐召仰議并大饗雜事記」

（国立歴史民俗博物館『廣橋家旧蔵記録文書典籍類』）

日六三―三五八

廿六日未刻殊雨降、少時休、今日」右幕下（足利義満）任槐召仰之

儀、頭右大弁経重」朝臣（勸修寺）奉行、納言扈從事、兼日所

相觸」也、洞院大納言（公定）・侍從中納言（三条西公時）・万

里少路中納言（嗣房）」・按察中納言（日野裏松資康）・中納言

（ママ帥中納言広橋仲光）・別當（日野資教）・中山宰相中将

（親雅）、可有」七人云々、奉行家司權左少弁頼房（万里小路）

送」消息、内々状二枚書之、未剋、以雨脚隙出門、束帶（帶
劍、色目如恒）、毛車（車副二人遣之、牛童持榻、僮僕等不着
下袴、人々同之）、向柳榮（上第）（室町殿）、申斜、参 内」
（先之、内豎向里第、可参之由、仰 勅語之趣也）、公卿、侍
從中納言・万里少路中納言・按察中納言・帥中納言、以上四
人、自里第扈從、別当於一条烏丸」参會、洞院大納言者、着陣
之後参會、中納言」一両、已着陣之後、追着陣云々、別当者併
未」着陣不着云々、中山者遲参不着陣歟、分明不」聞及、頭弁
出陣、仰 勅語、則可退出之處、依」殊召、参御前、及数献
云々、入夜退出、定」無先例歟、帰里第、行次第之儀、家司頼
房」・職事（傍書・後筆か）大膳大夫」行冬（惟宗行冬）、（自
陽明被召進云々、今夜前駈四人也、其内也）、所司左衛門尉
藤」親孝（同仰所望、自陽明」被召進、賜小訪云々）、三献如
例、主人酌藏人右少弁」知輔（安居院知輔）云々、顯職順流分
也、知輔補家司云々、陰陽師」權天文博士安倍有世云々、同有
茂（有世猶子也、實父者前」陰陽頭泰宣也、有世」猶子歟）、
勘日時（載勘文云々、以伺」申云々、有例歟）、二人之時、多
者兩家相」重歟、一■（墨抹）昏之条、未見及、現前父子哉、
可謂傍若」無人歟、但若有先規歟、可勘決、家司頼房書」大饗
雜事定文、見在座（傍書）方哉」諸卿如例云々、都督」半夜
歸來、委細定記之歟

大饗雜事

行事

前修理權大夫朝臣（源惟教） 前右京權大夫朝臣（藤原宗茂）

右中弁朝臣（九条氏房） 良賢真人（清原良賢）

兼長朝臣（甘露寺兼長） 頼房（万里小路頼房）

知輔朝臣（安居院知輔） 資國朝臣（日野西資國）

資藤朝臣（日野町資藤） 兼宣朝臣（広橋兼宣）

知兼朝臣（安居院知兼） 重光朝臣（日野裏松重光）

經豊朝臣（勸修寺經豊）

殿上装束

政所

前修理權大夫朝臣（源惟教） 兼長朝臣（甘露寺）

頼房（万里小路） 資藤朝臣（日野町）

兼宣朝臣（広橋） 經豊朝臣（勸修寺）

侍所

匡綱朝臣（大江） 行冬朝臣（惟宗）

（武家使節齋藤刑部左衛門入道々成）

成量朝臣（高階） 兼邦朝臣（源）

兼世朝臣

上客料理所

政所

右中弁朝臣（九条氏房） 資國朝臣（日野西）

資藤朝臣 (日野町)

兼宣朝臣 (広橋)

行事 前右京権大夫朝臣 (藤原宗茂) 頼房 (万里小路)

知兼朝臣 (安居院)

重光朝臣 (日野裏松)

則秀朝臣 (源)

侍所

俊重朝臣 (大江)

泰臣朝臣 (高階)

掃除

重冬朝臣 (秦重冬)

則秀朝臣 (源)

章頼朝臣 (中原章頼)

宗成朝臣 (藤原本庄宗成)

益送

穩座

掌燈所

知兼朝臣 (安居院)

敏経朝臣 (高階)

權大納言 (洞院公定)

洒部所

庭燎所

良賢真人 (清原)

史生饗

良賢真人 (清原)

被物所

右中弁朝臣 (九条氏房)

資藤朝臣 (日野町)

公邦朝臣 (一条公邦)

泰範朝臣

兼邦朝臣 (源)

兼世朝臣

使部饗

定重朝臣 (藤原定重)

宗光朝臣 (藤原宗光)

祿所

良賢真人 (清原)

度殿饗

按察使 (日野裏松資康)

永徳元年六月廿六日

諸大夫饗六十前

邦守朝臣

仲氏朝臣 (藤原仲氏)

撰申可被行大饗日時

七月廿三日丙午 時申

檢非違使饗二十前

公人衝重十前

光季朝臣

永徳元年六月廿六日 陰陽助安陪朝臣有茂

權天文博士安陪朝臣有世

〈折紙二堺書之〉

扈從殿上人

經重朝臣(勸修寺) 親忠朝臣(法性寺) 顯英朝臣(白川伯家)
 教冬朝臣(山科) 教遠朝臣(山科) 公仲朝臣(裏辻)
 実信朝臣(洞院) 氏房朝臣(九条) 兼長(甘露寺)
 資衡(柳原) 知輔(安居院) 資國(日野西)
 資藤(日野町) 兼宣(広橋) 知兼(安居院)
 重光(日野裏松) 資広(八条) 経豊(勸修寺)
 頼房(万里小路) 以上以正本書写之、奉行職事行冬、借与之

建来記中也、折節引見間、馳筆書写之

寶徳二年六月十五日

侍中蘭臺尚書(花押)(藏人権右中弁広橋綱光)

(一)

ENGLISH SUMMARY

Transcription and comments on "Shonindaikyouteki" collection belong to NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN

-“Yushimitsu kou ninkai meshioose gi narabini daikyou zoujiki” collection belong to NATIONAL MUSEUM OF JAPANESE HISTORY & “Etikyou 4nenn 4gatsu 24nichi Murumachi gyorei-daikyou sashizu-” collection belong to National Diet Library, Japan-

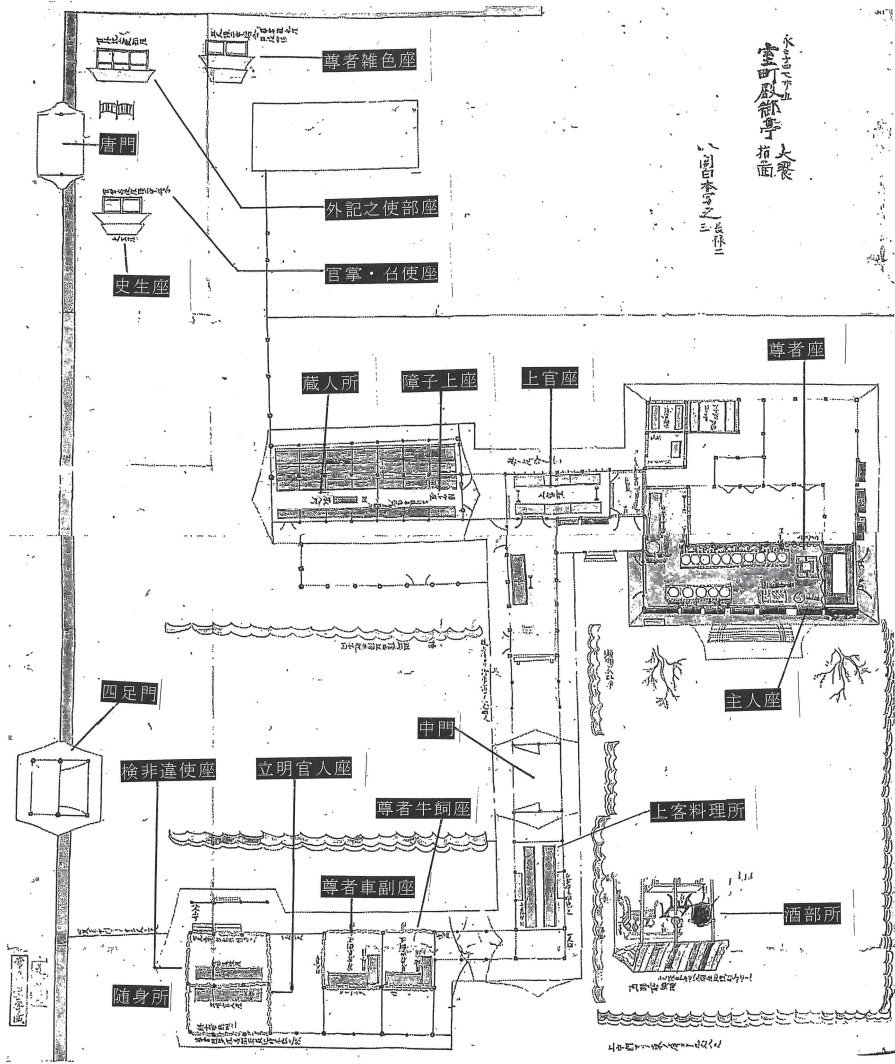
These three documents are related to Ashikaga Yoshimitsu’s “Ninkai Daikyou,” a celebration banquet for taking up the third minister

“NaiDajinn,” in Eitoku 1 (A.D. 1381) . From these three documents, we can know about Ashikaga Yoshimitsu’s “Kugeka,” becoming a ruler over the royal court. In those days, the “Hokuchō” royal court was struggling for the royal throne. One was a descendant from Gokougōnn Tennou, the other was Sukou Jyoukou, the elder brother of Gokougōnn Tennou, and his son Yoshihito. Ashikaga Yoshimitsu was a nephew of Gokougōnn Tennou. Therefore, Ashikaga Yoshimitsu supported Goenryū Tennou, the son of Gokougōnn Tennou, in cooperation with Nijyū Yoshinoto, a man of power in the “Hokuchō” royal court. In preparing the “Ninkai Daikyō” banquet, Yoshimitsu took talented court nobles as his manservants, such as Kiyohara Yoshikata, the original author of “Shonindaikyouteki”. Therefore, Sukou Jyoukou lost his power in the royal court. Then Gokomatsu Tennou, son of Goenryū Tennou, was able to take the throne in Eitoku 2 (A.D. 1382) .

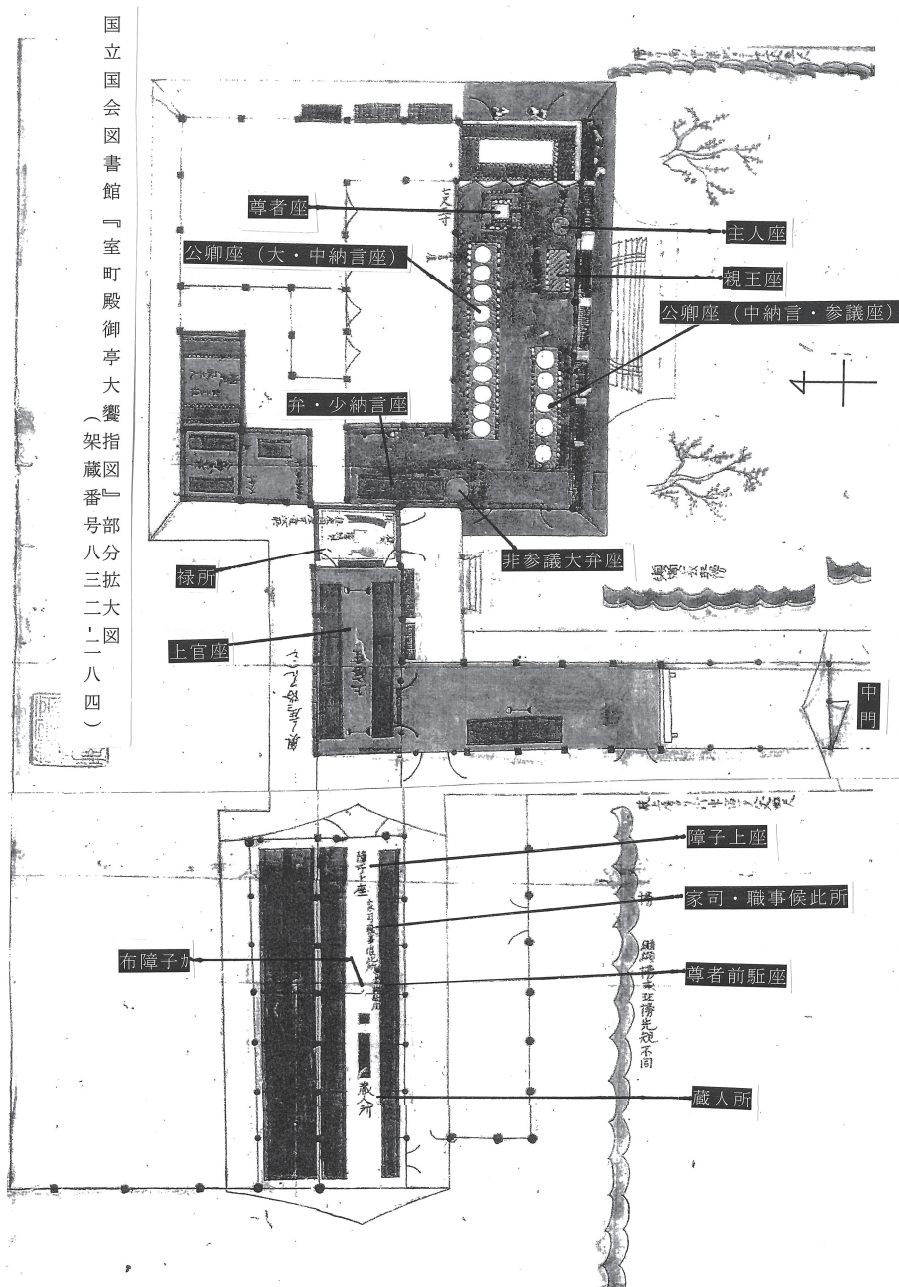
These three documents reveal 25 people who became Yoshimitsu’s manservants. A transcriber commented on each person’s kinship and the relationship between each person and his masters. And these three Documents reveal the location of the “Shoyjōne” and “Samuraidokoro,” the offices of the manservants, in “Murumachidono,” the palace of Ashikaga Yoshimitsu. They suggest the way in which Yoshimitsu came to understandings with his retainers.

Key Words: Kiyohara Yoshikata, Ashikaga Yoshimitsu, Murumachidono,

Nijyū Yoshinoto, Goenryū Tennou



国立国会図書館『室町殿御亭大饗指図』全体図
(川上貢『新訂 日本中世住宅の研究』2003 中央公論美術出版 369 頁より転載・加筆)



国立国会図書館『室町殿御亭大饗指図』部分図 (架蔵番号八三二二四八)